

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)・・・1

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定エネルギー消費機器） 第十八条 法第百四十九条第一項の政令で定めるエネルギー消費機器は、次のとおりとする。 一〜十三 （略）</p>	<p>（特定エネルギー消費機器） 第十八条 法第百四十九条第一項の政令で定めるエネルギー消費機器は、次のとおりとする。 一 乗用自動車（揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とするもの及び電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）に限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。次条において同じ。） 二 エアコンディショナー（暖房の用に供することができるものを含み、冷房能力が五十・四キロワットを超えるもの及び水冷式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。） 三 照明器具（安定器又は制御装置を有するものに限り、防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。） 四 テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。） 五 複写機（乾式間接静電式のものに限り、日本産業規格A列二番（第二十四号及び第二十五号において「二判」という。以上）の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。） 六 電子計算機（演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のものその他経済</p>

産業省令で定めるものを除く。）

七 磁気ディスク装置（記憶容量が一ギガバイト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

八 貨物自動車（揮発油又は軽油を燃料とするものに限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。）

九 ビデオテープレコーダー（交流の電路に使用されるものに限る、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

十 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

十一 電気冷凍庫（熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

十二 ストープ（ガス又は灯油を燃料とするもの限り、開放式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

十三 ガス調理機器（ガス炊飯器その他経済産業省令で定めるものを除く。）

十四 ガス温水機器（貯蔵式湯沸器その他経済産業省令で定めるものを除く。）

十五 石油温水機器（バーナー付風呂釜（ポット式バーナーを組み込んだものに限る。）、その他経済産業省令で定めるものを除く。）

十六 電気便座（他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

十七 自動販売機（飲料を冷蔵又は温蔵して販売するためのもの限り、専ら船舶において用いるためのものその他経済産

十四 ガス温水機器及び電気温水機器（家庭用以外のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

十五（略）

---

業省令で定めるものを除く。）

十八 変圧器（定格一次電圧が六百ボルトを超え、七千ボルト以下のものであつて、かつ、交流の電路に使用されるものに限る、絶縁材料としてガスを使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

十九 ジャー炊飯器（産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十 電子レンジ（ガスオーブンを有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十一 デイジー・ブイ・デイジー・レコーダー（交流の電路に使用されるもの限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十二 ルーティング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、宛先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するものに限る、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十三 スイッチング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできる二以上の経路のうちから、宛先ごとに一定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するもの限り、無線通信を

---

行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十四 複合機（複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキヤンのうち一以上の機能を有する機械及び印刷の機能に加えて、複写、ファクシミリ送信又はスキヤンのうち一以上の機能を有する機械（いずれも乾式間接静電式のものに限り、 $\geq$ 一判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十五 プリンター（乾式間接静電式のものに限り、 $\geq$ 二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十六 電気温水機器（ヒートポンプ（二酸化炭素を冷媒として使用するものに限る。）を用いるもの限り、暖房の用に供することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十七 交流電動機（籠形三相誘導電動機に限り、防爆型のも

のその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十八 電球（安定器又は制御装置を有するもの及び白熱電球に限り、定格電圧が五十ボルト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十九 ショークケース（冷蔵又は冷凍の機能を有しないものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

（特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）

第十九条 法第百五十条第一項の政令で定める要件は、年間の生

（削る）

二十六、二十八（略）

（特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）

第十九条 法第百五十条第一項の政令で定める要件は、年間の生

産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

一〇十三 (略)	(略)
-------------	-----

産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

<ul style="list-style-type: none"> <li>一 乗用自動車</li> <li>二 エアコンディショナー</li> <li>三 照明器具</li> <li>四 テレビジョン受信機</li> <li>五 複写機</li> <li>六 電子計算機</li> <li>七 磁気ディスク装置</li> <li>八 貨物自動車</li> <li>九 ビデオテープレコーダー</li> <li>十 電気冷蔵庫</li> <li>十一 電気冷凍庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二千台（乗車定員十一人以上のものにあつては、三百五十台）</li> <li>五百台</li> <li>五万台</li> <li>一万台</li> <li>五百台</li> <li>二百台</li> <li>五千台</li> <li>二千台</li> <li>五千台</li> <li>二千台（家庭用以外のものにあつては、百台）</li> <li>三百台（家庭用以外のものにあつては、百台）</li> </ul>
---	--

十四 ガス温水機器及び電気温水機器 十五 ～ 二十五 (略)	(削る) 二十六 ～ 二十八 (略)
三千台 (略)	(削る) (略)

ては、百台	十二 ストープ	十三 ガス調理機器	十四 ガス温水機器	十五 石油温水機器	十六 電気便座	十七 自動販売機	十八 変圧器	十九 ジャー炊飯器	二十 電子レンジ	二十一 デイジー・ブイ・デイジー・レコーダー	二十二 ルーティング機器	二十三 スイッチング機器	二十四 複合機	二十五 プリンター	二十六 電気温水機器	二十七 交流電動機	二十八 電球	二十九 ショーケース
三百台	五千台	三千台	六百台	二千台	三百台	百台	六千台	三千台	四千台	二千五百台	千五百台	五百台	七百台	五百台	千五百台	二十万個 (エル・イー・デュー・ランプにあつては、二万五千個)	百台	

